

第1回 第5次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 議事録

日時 令和8年2月13日(金)午後7時30分～

会場 焼津市総合福祉会館 多目的ホール

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 正副会長の選出

4 計画及び策定委員会の概要説明

(前島地域福祉課重層的支援推進室主幹)

地域福祉課の前島です。よろしくお願いいたします。

第5次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画と本策定委員会について簡単にご説明させていただきますので、資料1をご覧ください。

はじめに、「地域福祉計画」についてですが、「地域福祉計画」は社会福祉法107条に基づく計画で、地域生活課題に対してその解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に推進するものとなります。また、地域福祉計画は各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画であり、関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。計画に盛り込む事項については社会福祉法において、資料の①から⑤の内容を記載するものとされています。

次に、地域福祉活動計画については社会福祉法109条に基づく計画で、住民及び福祉関係団体等が地域福祉の推進に主体的に関わるため、社会福祉協議会が中心となって策定する福祉活動の「具体的な取組」を定めた計画となります。

次に、第5次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画についてですが、現在の第4次の計画を基本とし、国の動向等を踏まえて策定することとしています。資料の次のページを見ていただきたいのですが、社会福祉法の改正等について協議される国の社会保障審議会福祉部会での資料となります。65歳以上の高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、人口減少や単身世帯の増加、多様化、複合化する福祉ニーズ、地域における支え合い機能の脆弱化への対応などが課題とされ、当該部会において、この課題に対しての今後の検討がなされています。例えば、1番の地域共生社会の更なる展開については包括的支援体制整備のために市町が実施すべき施策を明確化すること。2番の頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応については社会構造の変化などにより増加している頼れる身寄りがない高齢者に対して、「日常生活支援」、「円滑な入院等の手続支援」、「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けること。裏面をお願いします。4番の災害に備えた福祉的支援体制について、包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加すること、などが検討されており、こういった国の動向を踏まえ、今後、第5次計画の策定を進めることとしています。

次に、第5次計画に新たに加える計画についてですが、第5次の計画には地域福祉の推進に関連する既存の重層的支援体制整備事業実施計画と新規計画となる再犯防止推進計画を加えて一体的にとりまとめることとしています。重層的支援体制推進計画は社会福祉法第106条に基づく、複雑化、複合化した地域住民のニーズに対応するための包括的な支援体制を整備することを目的とした計画で、昨年度に推進会議でもご協議いただき、令和7年3月に令和8年度末を計画期間として策定した計画です。昨年度のこの推進会議では次期計画に内包することをご了承いただいたものとなります。再犯防止推進計画は再犯防止推進法第8条に基づく計画で、犯罪をした者などの社会復帰支援を促

進し安全・安心な地域社会づくり等を目的に、地域における再犯防止を取り巻く現状や課題を整理し、基本方針、取組内容、推進体制等を取りまとめ、今回新たな計画として策定しようとするものです。再犯防止施策は就労、住居、保健医療など福祉の多岐にわたるもので、それらを総合的に推進する必要があることから一体的に策定するものとしています。

次に、計画の体系については第4次の現計画同様、地域福祉計画と地域福祉活動計画のそれぞれが課題や理念、方針を共有し、地域福祉の推進に向けて取り組めるよう、引き続き、市と社協が連携して一体的に策定することとしています。また、先ほど説明した新たに加える計画の重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画、それと、引き続き、成年後見制度利用促進計画についても一体的に取りまとめることとしています。

次に、策定体制についてですが、本策定委員会に加え、関係部局の職員で組織する庁内幹事会を設置し、計画策定に向けて検討を進めていくこととしています。

次に、策定スケジュールについてですが、A4横の資料をご覧ください。事務局において上段の市民アンケート調査及び関係団体へのアンケート調査等を令和7年度末までに実施します。令和8年度からは施策体系の整理や骨子の作成に着手し、素案の作成等を行い、令和8年度末の策定に向けて進めていく予定としています。策定委員会については次年度は3回の会議を予定しております。7月に第2回として骨子の案について、10月に第3回として計画の素案について、2月に第4回として最終案についてご協議いただくこととしています。また、各策定委員会の前に行政及内部での協議を行う庁内幹事会を開催するとともに、12月～1月にかけてパブリックコメントを実施することとしています。説明は以上となります。

5 協議事項

(小林会長)

推進会議に続き、議長を務めさせていただきます。委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。協議事項の計画策定に向けた市民及び関係団体へのアンケート調査について事務局より説明をお願いします。

(前島地域福祉課重層的支援推進室主幹)

地域福祉課の前島です。よろしく申し上げます。

アンケート調査についてご説明させていただきますので資料2をご覧ください。アンケート調査については第5次計画策定の基礎資料とするために、市民及び関係団体に対して実施するものとなります。

はじめに、市民アンケート調査についてですが、資料に記載のとおり、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人に郵送でアンケート調査票を送付して実施するものとなります。紙での回答とWEBでの回答が行える形で実施することとしています。市民アンケートの基本的な考えとしましては、今回新たに策定する再犯防止推進計画や国の動向等を踏まえて新たな質問項目を設定したほか、現計画の取組を評価することを一つの目的としていますので、前回の質問項目を踏襲したのものとなりますが、質問項目が多くなりすぎると回答率が悪くなるということを踏まえ、ページ数に制限を持たせて調整したものとなります。本日お手元に追加で配付させていただいた「資料2追加資料」をご覧ください。アンケート表の質問項目を一覧にしたもので、表の左側から設問の大項目、その横に大項目ごとの設問の意図、備考欄には今回新たに追加した質問に関する追加した意図が記載されています。

説明につきましては、今回新たに追加した質問を中心に説明をさせていただきます。

～「資料2追加資料」に沿って説明～

次に、2番の関係団体アンケート調査についてですが、調査団体は20団体を予定し、関係する団体としましては、こども、障害者、高齢者、保健、再犯防止、地域住民に関係

する団体に送付することとしています。調査方法についてはメール又は郵送としています。また、調査票回収後に補足調査として、対面でのヒアリングを実施することを予定しています。関係団体へのアンケート調査については次期計画策定の基礎資料とするもので、地域福祉に関する団体の意識や活動の実態、問題点やニーズを把握するために行うものとなります。関係団体アンケートも市民アンケート調査と同様に、前回の質問を踏襲しつつ、国の動向等を踏まえて新たな質問を加えた形としています。

～「資料2 追加資料」に沿って説明～

説明は以上となります。

(小林会長)

事務局からの説明が終わりました。それではアンケート調査について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(木下委員)

市民へのアンケート調査について、18歳以上の方を対象としているということで、障害をお持ちの方などにも回答いただくことになるかもしれませんので、ルビを振るなどしてわかりやすくしたほうが良いと思いました。福祉の方であればわかるであろう言葉でも、市民の方にはわかりにくい用語も一部あるように感じました。例えば、市民アンケートの問9番の選択肢のヤングケアラーは最近耳にしてきているかもしれませんが、やはりご存知ない方もいらっしゃると思いますし、8050問題も歯の関係の8020、80歳で20本残すものと勘違いされる方もいらっしゃるかもしれないと思いました。また、問36について、問34に任意後見制度の説明はありますが、後見人とは何だろうと思う方がいらっしゃると思います。加えて、問38番の保護司という言葉も少し説明が必要だと思いました。自分自身も少し調べないと正しく理解できないというところがあると思いましたので、耳馴染みのない言葉に対して少し説明をしていただけると良いと思いました。

(前島重層的支援推進室主幹)

ありがとうございます。ルビを入れること、表現をわかりやすく、また、必要に応じて注釈を入れることを検討します。

(石川英委員)

このアンケートは外国の方や障害のある方も対象となるのでしょうか。

(前島重層的支援推進室主幹)

外国人の方は対象としていませんが、障害をお持ちの方には届く可能性があります。

(石川英委員)

回収率はどうでしょうか。

(前島重層的支援推進室主幹)

前回のアンケート調査の回収率は45%ほどでした。

(西川委員)

アンケート調査の分析は誰が行うのでしょうか。

(前島重層的支援推進室主幹)

専門業者に委託をしていますので、業者が行います。

(伊久美委員)

関係団体へのアンケート調査後に行う補足調査のヒアリングとはどういう形で行うのでしょうか。

(河口重層的支援推進室室長)

アンケート調査後に行うヒアリングは、関係団体アンケート調査に回答いただいた団体の中心から、いくつかの団体に集まっただき、回答について深掘りさせていただくために、内容の確認や意図をヒアリングさせていただくものとなります。

(西川委員)

社会保障審議会福祉部会の報告書①に記載のある、頼れる身寄りがいない高齢者層への対応について、他の統計でそういう方たちがどのぐらいいるかはわかりませんが、そういう方たちがどんなことに困っているのか、どんな課題を感じているのかなど、他の設問

との関係で読み取れればいいのですが、そこがストレートにわかるような質問をご検討いただければと思います。

(河口重層的支援推進室長)

検討します。

(小林会長)

他にございますか。

質疑がないようですので、事務局においては本日の委員からの意見を踏まえ、調査票の内容を再検討してアンケート調査を実施するようお願いいたします。

これで協議事項の計画策定に向けた市民及び関係団体へのアンケート調査については質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。事務局へお返しします。

6 閉会